

告示第 27 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達する。

なお、当該書類は市長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年3月13日

館山市長 森 正



記

氏名	書類名	備考
中野 陸	令和7年度 国民健康保険税 税額変更・決定通知書	